

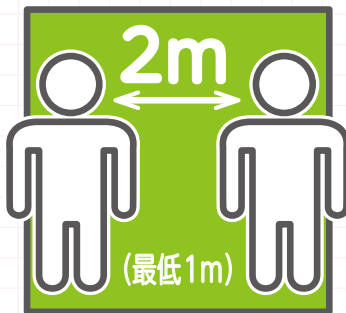
あなたに、感謝。そして、まだ、気を緩めずに。

福岡県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の緊急事態宣言が5月14日に解除されました。これも、市民の皆さんが、感染拡大の防止の取り組みにご協力いただいたおかげです。心より感謝いたします。

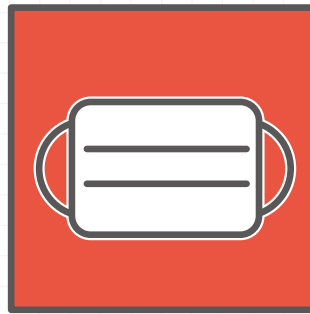
しかし、まだ、気を緩めてはいけません。一瞬の油断が、第2波、第3波の感染爆発を引き起こします。政府の専門家会議が提言した三密の回避等の新しい生活様式を実践していただき、次の波を発生させないように引き続き、感染防止対策の取り組みをお願いします。

市では、市民の皆さんの暮らしを支えるため、様々な支援策をご用意しています。ぜひ、ご活用ください。

◎ 感染防止のための3つの基本



身体的距離の確保



マスクの着用



手洗い

Let's do it! //

一律
10万円

特別定額給付金申請を受付中!!

特別定額給付金の申請書を発送しています。申請書が届いていない、記載方法が分からないなどのお問い合わせはコールセンターまでお電話ください。

対象…4月27日時点で住民票に登録されている人

給付額…1人10万円（非課税）

申請・受給者…世帯主

※世帯主による申請が困難な場合は、同じ世帯の人や法定代理人による代理申請（受給）もできます。

給付方法…口座振込

※金融機関の口座がない人などは、窓口等で現金での受け取りもできます。その場合、口座振込より給付時期は遅れます。時期については、あらためてお知らせします。

申請方法…▽郵送申請＝市から郵送された申請書に記入し、必要書類を添付して同封の返信用封筒で申請 ▽オンライン申請＝世帯主がマイナンバーカード（電子署名あり）をお持ちで、必要な機器等の要件を満たしていれば、マイナポータルより申請

申請期限…8月18日（火）当日消印有効

▶▶▶ 問い合わせ…特別定額給付金コールセンター
(TEL 25-2283) (FAX 25-2135)

給付金詐欺にご注意!!

全国的に、特別定額給付金の詐欺の報告があります。以下に注意し、詐欺の被害に合わないよう気をつけてください。

- 直方市や国などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 直方市や国などが特別定額金給付のために手数料の振込を求めることは、絶対にありません。

不審な場合は、警察相談専用電話（#9110）または最寄りの警察署にご相談を

市税や保険料等のお支払いを、猶予・減免等します

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少するなどの状況が生じた際は、猶予・減免等を受けることができます場合があります。感染拡大防止のため、郵送対応できるものは、**できる限り郵送で申請**してください。詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

個人市県民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

猶予

今年2月～来年1月に納期限が到来する市税について、徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

対象…次の条件をすべて満たすこと ①今年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20パーセント以上減少していること ②納期限までに納税することが困難であること

申請期限…6月30日（火）、または納期限のいずれか遅い日

必要なもの…申請書、収入減少の状況が分かる資料（給与明細等 ※提出が難しい場合はご相談ください）

▶▶▶申請・問い合わせ…税務課納税係（TEL 25-2145）（FAX 25-2119）

市民税の減免制度もあります

▶▶▶問い合わせ…

税務課市民税保険税係（TEL 25-2141）（FAX 25-2119）

減免率…20～80パーセント（詳しくはお問い合わせください）

対象…失業（自己都合除く）または廃業し、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった人のうち、配偶者または扶養親族を有する人

適用要件…①所得見積額が前年に比べ30%以上減少し、かつ今年度の課税総所得金額等の合計額が130万円以下 ②所得見積額が前年に比べ50%以上減少し、かつ今年度の課税総所得金額等の合計額が160万円以下

申請期限…納期限

水道料金等

減免
猶予

減免

対象…すべての水道使用者の水道料金（下水道等の料金は除く）の基本料金を半額減免

減免期間…今年6月検針分（7月請求分）から3ヵ月間

※減免についての申請等の手続きは必要ありません。

猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合など、一時的に支払いが困難な人（法人も対象）への水道料金等の支払い猶予（延長）の相談も引き続き受け付けます。

▶▶▶申請・問い合わせ…料金係・上下水道料金センター（TEL 25-2174）（FAX 28-2605）

年金

免除等

○国民年金保険料の免除

臨時特例として国民年金保険料の免除ができます。ただし、配偶者や世帯主の所得も審査の対象になります。また、免除に該当した場合は、追納しない限り将来受け取る基礎年金額が少なくなるので注意が必要です。

対象…新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少で、免除相当程度まで所得低下の見込があること（今年2月以降の所得状況から見て、当年中に見込まれる所得が、国民年金保険料の免除等の基準適用相当になることが見込まれること）

○障害（基礎、厚生）年金や老齢年金受給等に係る届書の提出期限の延長

期限までに提出がなかった場合でも、当分の間は、年金及び年金生活者支援給付金の支払いを止めないような取り扱いになっています。

対象…老齢基礎年金受給者で現況届や生計維持確認届の提出が必要な人や、障害年金受給者で障害状態確認届（現況届）の提出が必要な人のうち、提出期限が今年2月末日以降の人

○学生証等の発行の遅延した場合の学生納付特例の申請

学生証等の発行が遅延により添付できない場合、後日送付（FAX可）により学生納付特例の申請ができます。

▶▶▶問い合わせ…市民・人権同和対策課市民年金係（TEL 25-2112）（FAX 25-2118）